

第202回文化審議会文化財分科会議事要旨

開催日 令和元年5月17日（金）14：00～15：30

場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎2階）

出席者 委 員 島谷会長，薦田委員，佐藤委員，藤井委員
文化庁 次長，審議官，文化財鑑査官，文化財第二課長，その他関係官

1. 前回議事要旨確認

2. 諮問・答申等

①国宝・重要文化財（建造物）の指定について（報告・答申）

文化財第二課長から，4月19日に諮問が行われた国宝・重要文化財（建造物）の指定について，4月26日に開催された第二専門調査会における調査の報告があり，審議の結果，別紙のとおり答申がなされた。

②史跡名勝天然記念物の指定等について（諮問）

文化財第二課長から，史跡名勝天然記念物の指定等について説明があり，審議の結果，第三専門調査会において調査することとした。

③登録記念物の登録について（諮問）

文化財第二課長から，登録記念物の登録について説明があり，審議の結果，第三専門調査会において調査することとした。

④重要文化的景観の選定について（諮問）

文化財第二課長から，重要文化的景観の選定について説明があり，審議の結果，第三専門調査会において調査することとした。

⑤特別史跡の現状変更の許可について（諮問）

文化財第二課長から，特別史跡の現状変更の許可について説明があり，審議の結果，第三専門調査会において調査することとした。

⑥史跡等の現状変更の許可について（諮問・答申）

文化財第二課長から，史跡等の現状変更の許可について説明があり，審議の結果，別紙のとおり答申がなされた。

3. 史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループの議論の状況について（報告）

文化財第二課長から，史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループの議論の状況について報告があった。

4. 改正文化財保護法施行に伴う文化審議会文化財分科会の審議手続基準の改正について

文化財第一課課長補佐から、改正文化財保護法施行に伴う文化審議会文化財分科会の審議手続基準の改正について説明があった。

2-①国宝・重要文化財（建造物）の指定について（報告・答申）
（国宝の新規指定）

名称及び員数	所在地
旧開智学校校舎 1棟	長野県松本市

（重要文化財の新規指定）

名称及び員数	所在地
旧柏倉家住宅 8棟	山形県東村山郡中山町
旧山崎家別邸 1棟	埼玉県川越市
永平寺 19棟	福井県吉田郡永平寺町
早川家住宅 8棟	岐阜県海津市
真宗本廟東本願寺 6棟	京都府京都市
根来寺 6棟	和歌山県岩出市

（重要文化財の追加指定）

名称及び員数	所在地
旧西尾家住宅 外塀, 内塀	大阪府吹田市
福田家住宅（鳥取県鳥取市紙子谷） 2棟	鳥取県鳥取市

2-⑥史跡等の現状変更の許可について（諮問・答申）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更 162件